

小倉りえこの質問及び、担当課からの答弁（まとめ）

質問項目：



- 【総務費】
1. 予算編成における財政負担のインパクト
 2. 離職を防ぐ取り組み

- 【民生費】
1. 高齢者補聴器助成制度の振り返り
 2. 福祉総合窓口

- 【衛生費】
1. 予防接種
 2. 地域との医療連携
 3. 性感染症

- 【産業経済費】
1. プレミアム付き区内共通商品券

- 【教育費】
1. 学校給食
 2. 学用品
 3. 日本語適応指導

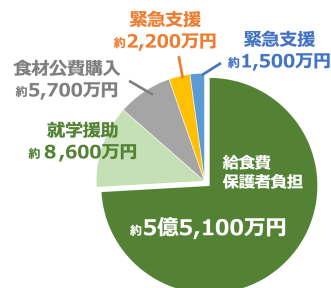
- 【介護保険会計】
1. 介護認定

＊ 決算特別委員会とは、前年度予算について審議するために設置された特別委員会のことで、決算案について担当課長に質問します。

【総務費】

Q: 例えば、年間約5億5,000万円が必要な事業があるとする。毎年その費用が計上されることを前提に、港区の財政を預かる所管課として、この金額が港区の予算編成でどのくらいのインパクトを与えるのか。

今定例会 補正予算
給食食材費



A: 財政課長

令和3年度の最終的な予算1,892億円を例に、仮に5億5,000万円の事業を予算計上した場合、予算総額に占める割合は、約0.29%（一般財源に対する割合は、約0.51%）。また、令和4年度当初予算の場合では、予算総額に占める割合は、約0.35%（一般財源に対する割合は、約0.52%）。毎年度の予算編成を通して、必要な財源の確保に取り組みながら、限られた財源を効果的に配分し、区民生活に欠かすことのできない基幹的な区民サービスの質の向上に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対策を始めとする喫緊の課題から区民の暮らしや区内産業を守るための事業に全力で取り組んでいる。

Q: 職員の病気休暇や休職が多く、万年人員が不足し良くないサイクルにある。どのように人員充当しているか。

A: 人事課長

病気休暇・休職期間を踏まえた上で、できる限り欠員が生じないように、会計年度任用職員や人材派遣職員の配置を行っている。会計年度任用職員は、各所属において業務内容に応じた人材を人事課に登録している名簿や公募により募集し、面接等を行った上で採用。人材派遣職員は、人事課において所属長から業務内容や求める人材を聞き取った上で、派遣会社と調整し、人材派遣職員の配置を決定。いずれもおおむね2週間程度で配置調整を行うことができますが、職務内容や時期など様々な事情により、配置までの期間が前後する場合があります。

Q： 復職後の人事異動含め特定課に偏っている印象があるが、どのような基準か。

A： 人事課長

病気休暇等から復職した職員の適性や異動希望先に加え、業務に求められるキャリアや係の職員構成等を総合的に勘案した上で、異動によって安定した職務遂行と組織貢献が期待できることを配置の判断基準として、毎年4月の定期異動を基本に行っている。ただし、年度途中であっても、復職しやすい環境を整えるため、療養に至った原因を十分踏まえた上で、別の部署において復職の機会を確保するなど、改善を図っている。

【民生費】

Q： 高齢者補聴器助成制度が開始となったが、昨年度は最終の準備段階でどのように努力を積み重ねてきたのか。

A： 高齢者支援課長

港区医師会等関係団体からの助言や、区が参加した厚生労働省の研究事業の結果から、補聴器は購入するだけでなく、購入前の相談や専門の技能者による調整とアフターケアが重要であることがわかり「港区モデル」として、必ず補聴器相談医と認定補聴器技能者が関わる制度を開始した。特に購入後は、一人ひとりの聞こえに合わせ、複数回の調整が必要になることから、高齢者が通いやすい身近な店舗で相談できることが重要と考え、制度開始後も補聴器販売店に働きかけを継続してきた。職員が店舗に足を運び、制度の趣旨を丁寧に説明したことで、現在では対象となる補聴器販売店を、制度開始前の5店舗から8店舗に増やすことができた。

Q： 福祉総合窓口が開設となったが、運用のほとんどが各地区総合支所の区民課となっている。最終の検討段階で、区民課と保健福祉課がどのような役割分担をする結論に至ったのか。

A： 保健福祉課長

福祉総合窓口は、窓口である区民課と保健福祉課を始めとする支援部各課とが一体となって運営。直接の相談対応は区民課が、人材育成や福祉総合窓口の機能改善、システム整備

などの総合調整を保健福祉課が担うことで、円滑かつ効果的に福祉総合窓口を推進することとした。

Q： 過去の相談記録がまだデジタル化されていないと聞く。多職種で即座に情報共有ができるのがメリットのはずだが、記録システムへの入力はどうになっているか。

A： 保健福祉課長

相談記録については、これまで、紙面やデータにより相談記録を管理するなど、記載内容や管理方法が統一されていなかった。こうした課題を解決するために、相談記録システムを導入し、福祉総合窓口設置後の相談内容を相談員が確実に入力し、入力した記録を組織として統一的に管理していく観点から検討を進めた。過去の相談記録については、継続中の相談案件や、再度の相談が見込まれる案件などシステムへの登録が必要な情報を整理し、職員の希望を確認しながら、相談記録システムへの登録を順次進める。

【衛生費】

Q： 1年前はまだ区民以外への接種機会の解放に難色を示していた中、区民接種率目標を85%と掲げ、結果達成することができた。高齢者人口が突出していない自治体として素晴らしい結果。達成の要因を伺う。

A： 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長

港区医師会、薬剤師会、区内病院をはじめとした多くの医療従事者、区内企業等の協力の元、集団接種会場を閉じることなく続けるとともに、個別接種を進めてきたことで利便性に優れた接種体制の確保をしたことが大きな要因。若い世代に向けた深夜12時までの週末ミッドナイト接種、高齢者に向けた施設・自宅巡回接種、多様な接種の取り組みを実施した。「予約なし・接種券なし」の接種、区民に限定しない「誰でも接種」により、エリア全体での感染拡大防止に取り組み、情報発信も積極的に行なったことが、接種率向上に繋がったと考える。

Q： コロナ禍で、他の定期予防接種の啓発はどのようにしていたか、また接種率に変化はあったか。

A： 保健予防課長

予防接種予診票と案内リーフレットの個別送付に加え、乳児のいる家庭の登録率が80%以上となっている「みなと母子手帳アプリ」を活用、予防接種AIスケジューラーから保護者に送られるリマインダーで周知を行なっている。就学時検診でチラシの配布もしている。令和3年度の定期予防接種はコロナ禍での受診控えで、接種率は前年度比で若干落ちた。HPVワクチンは積極的接種勧奨再開の効果もあり、令和4年4月～7月の接種回数の速報値が919回となり、令和3年度の1,373回を大きく超える見込み。

Q： 港区はこれまでも地域医療連携を大切にしてきた。コロナ禍においてどのように重要性を再確認してきたか。

A： 健康推進課長

これまでも新型コロナウイルス感染症に対応するため、港区医師会や区内医療機関と連携し、迅速な入院調整など、必要な療養につなげてきた。長期化するコロナ禍において、日常的な連携は、地域における感染症対応力向上に繋がるものと認識している。本年7月以降は、更なる連携強化のため、区内の感染症指定医療機関、港区医師会等が協働で新たに設立するみなと地域感染制御協議会の運営支援を行うとともに、運営支援のための補助金を今定例会提出の補正予算に計上した。今後、定期的な意見交換や訓練などを実施することにしており、その一環として、9月8日には、サル痘に関するミニ勉強会、9月21日には、昨日から全国一律で開始した新型コロナ発生届の限定化に関する緊急会合を開き、情報をいち早く共有した。引き続き、区が橋渡し役となり、区と港区医師会、区内医療機関などの連携を深め、区民の安全・安心な生活につながる取組を積極的に行う。

Q： みなと保健所ではずっと実施してきたHIV検査を昨年度10月から休止し、6月から再開した。全国的にコロナ対応ということで、23区の保健所でも中止や規模縮小体制が取られていたが、令和3年度のHIV検査の実績を伺う。

A： 保健予防課長

令和3年度の実績（4月～9月）は259件。なお、コロナ前の令和元年度は483件。

Q： 再開したHIV検査の今後の方向性は。

A： 保健予防課長

現在みなと保健所で実施しているHIV検査は、検査から結果を伝えるまでに2週間程度時間がかかる。HIV感染症は無症状のまま経過することが多いため、早期発見と早期受診が重要。今後、みなと保健所実施の検査を当日結果のわかる即日検査とするなど、体制の充実を検討をしていく。今年度実施した杏林大学と連携した外国人向けの検査を継続するなど、更なる取り組みの強化も検討する。

Q： 梅毒患者数が過去最高。20代女性の突出した多さが梅毒の特徴。港区として今後どのように取り組んでいくか。

A： 保健予防課長

みなと保健所の性感染症検査における梅毒の陽性者の割合は、平成30年度は1.7%、令和元年度は1.0%、令和2年度は1.4%、令和3年度は3.1%。みなと保健所実施の梅毒検査も当日結果のわかる即日検査とするなど、体制の充実を検討していく。梅毒を含む性感染症の予防については、普及啓発が重要。これまでの中学校の授業に加え、今後図書館と連携し関係書籍の専門コーナーを設置するなど、啓発活動を推進する。

【産業経済費】

Q： 昨年度2月の販売したプレミアム付き商品券から一部電子商品券とした。得られたデータからどのようなことがわかったのか、その結果を区としてどのように受け止めているか。

A： 産業振興課長

電子商品券利用者の半数は、20歳代から50歳代の会社員であり、平日のランチタイムや夜間、そして休日に多く利用していることが確認できた。この層は、平日の日中に紙商

品券を先着販売としていた頃には購入が難しかったと考えられ、区内商店街が新たな客層を取り込む機会につながっていると捉えている。また、換金額の上位 20%の店舗で、換金額全体の 86%を占めていることや、大型店舗でも使用できる共通券は、1 回で全額消費する方が一定数いることなども把握した。そのような分析結果を踏まえ、中小規模店舗での消費を活性化するために、本年 8 月の発行分では、共通券と限定券のセット販売に切り替えるなど、港区商店街連合会 とともにデータを活用し、事業見直しに取り組む。

Q： コロナ禍における支援として、発行額を年々増やしてきている。発行額を増やしたことで商店街への経済波及効果をどう見ているか。

A： 産業振興課長

プレミアム付き区内共通商品券は、発行額の全額が特定の期間内に、区内商店街において確実に利用されており、苦境に立つ商店街における消費を下支えしているものと考えている。特に、感染症拡大後は、従来の約 6 倍となる 10 億円規模での発行が続いており、事業者、区民の双方から商品券事業に期待する声が高まっている。感染症拡大前後の状況を比較すると、商品券事業の魅力が高まったことに伴い、大型店舗やスーパーマーケットを含む新規取扱店舗が増えている中、ほぼ全ての店舗で利用額が増加しており、商品券の利用が浸透している商店街では、以前の 10 倍を超える利用額となった飲食店も存在しており、商店街への経済効果は大きいものがあると捉えている。

Q： 電子商品券取り扱い店舗を増やしていかなければならない。導入点にインセンティブを持たせることも可能性のひとつだが、今後の展開を伺う。

A： 産業振興課長

令和 4 年 9 月 22 日現在、電子商品券の取扱店舗数は、871 店舗。一方、紙商品券の取扱店舗数は 1,205 店舗。区内商店街における電子化を進めるためには、電子商品券の取扱店舗をさらに増やすことが不可欠と考えています。電子商品券の取扱店舗にインセンティブを設けることなど、他の自治体での先進事例等も踏まえ、取扱店舗の拡大に有効な手段について、調査研究する。また、今後予定されている、高校 3 年生までの子育て世帯を対象とした子育て応援商品券は、電子商品券で給付されることから、電子商品券の取扱店舗の開拓に当たり大きなチャンスと捉えており、港区商店街連合会からも期待する声が上がっ

ている。今後も、港区商店街連合会とともに、電子商品券のさらなる普及、取扱店舗の拡大に積極的に取り組む。

【教育費】

Q： 昨年度、学校給食で地域商店街の飲食店メニューを提供するコラボレーション給食があった。とても良い取り組み。メニュー選定、レシピ化、提供されるまでの流れ、学校や子供たちの反応は。

A： 学務課長

提供までの主な流れは、飲食店と学校栄養士、学務課の栄養士が打合せを重ね、学校給食として短時間で調理が可能で、子どもたちが喜ぶメニューを選定。その後、飲食店の協力を得ながら学校で試作を繰り返し、味や見た目など飲食店の方々のご了解を得たうえで、レシピを完成させる。完成したレシピを各学校と共有し、実際の学校給食で提供する際には、料理に関連する国の食文化や飲食店の仕事内容、飲食店と商店街の情報等を給食だよりや掲示物等で紹介し、提供メニューを通じた食育として実施した。実際に地域飲食店のメニューの学校給食を食べた子どもたちは、とてもおいしかったとの感想はもちろんのこと、レシピを提供頂いた飲食店に興味を持ち、家族で店舗を訪れ、ランチやディナーを楽しみ、商店街を散策する等、地域に愛着を持つきっかけにもなっているとの声を飲食店主や学校から聞いている。

Q： とても良い企画なので今後も続けていただきたい。展開の予定は。

A： 学務課長

今年度は、港区商店街連合会の6ブロックから1店舗ずつ飲食店を推薦いただいた。現在、飲食店と学校栄養士、学務課栄養士が協力しながらレシピを作成している。各飲食店からレシピが承認され次第、各学校の給食で提供される予定。来年度は、今年度までに完成予定の8メニューを学校給食で積極的に活用するとともに、地域の商店街のご協力のもと、新たなレシピ開発についても検討するなど地域に目を向けた食育を充実させる。

Q： 今定例会の一般質問で学校関連費用の無償化を目指していただきたいという旨の質問をし、教育長からの答弁では、標準服のリサイクルや学用品のリユースを進めていくとのこと。現在、学校の取り組みとしてこのようなリサイクルやリユースを平常時から新入生向けに行なっている区立学校がどのくらいあるか。

A： 教育人事企画課長

現在、区立中学校では10校すべてで、卒業や買い替えの際に利用しなくなった学用品のリサイクルやリユースを意識した取り組みを行なっている。PTAと連携しながら標準服、通学鞆、体育着や上履きなど、保護者から寄付してもらっている。転入の際などに希望する児童・生徒へ貸与、運動会などの学校行事の際に展示し希望する保護者へ配布している。今後はこれまで以上に各学校で積極的に取り組むよう促していく。

Q： 以前にも質問したことがあるが、外国人児童の日本語適応指導の48時間上限を撤廃してもらいたい。

A： 教育指導担当課長

現在、各小・中学校で実施している日本語適応指導では、指導時間の合計24時間ごとに、適応指導を受けている児童・生徒一人ひとりの日本語の習熟状況を見極め、指導の継続が必要と認められた場合に、指導時間の上限の目安を48時間として継続指導を行っている。これまでの例では、指導時間の上限になっても日本語適応指導が必要と認められた場合、麻布小学校、筈小学校、六本木中学校の3校に設置している日本語学級に通うことで日本語適応指導を受けて更なる日本語の習得を目指す場合もあり、一人ひとりの習得状況に応じて指導時間を追加しているケースもある。今後は、日本語適応指導の指導時間の上限に達しても、よく子どもの様子を見極めた上で、日本語の習得が必要な児童・生徒が困ることのないよう対応する。

【介護保険会計】

Q： 介護認定の申請からその認定が出るまでの具体的な手続と所要期間は。

A： 介護保険課長

介護保険サービスの利用希望者やその家族には、初めに、総合支所や高齢者相談センター、介護保険課などの窓口にて、申請書を郵送又は持参していただく。区が、申請内容を確認した後、ケアマネジャーなどの資格を有する認定調査員が本人やご家族に、心身の状況について聞き取りによる調査を行うとともに、申請者の主治医に対し、区から意見書の作成を依頼する。認定調査で得た情報を基に、区が、コンピュータによる一次判定を行った後、主治医意見書の内容を加味し、保健や医療、福祉の専門家で構成する「介護認定審査会」において審査・判定し、要介護状態の区分を決定する。介護認定の申請から認定までの所要期間は、約30日。

Q： 現在の区における介護認定審査会の開催頻度や回数、時間、担当する案件の数など、開会状況の概要について伺う。

A： 介護保険課長

介護認定審査会は、60名の委員で構成しており、この委員が5名ずつ12の会議体を編成している。会議体は、原則として毎週月曜日と木曜日の夜間に区役所内で開催。令和3年度は、217回の会議体を開催し、年間で8,503件、1回平均約39件の審査・判定を行いました。委員への必要資料の事前送付を徹底し、効率的な会議運営に努め、毎回1時間程度で審査・判定している。

Q： 令和2年度と3年度における、それぞれの要介護度の区分変更の申請件数は。また、介護認定審査会の開催回数を増やすことや緊急対応を要するケースを優先的に審査・判定するなど、なるべく早期に認定できるよう工夫することについて、区の見解を伺う。

A： 介護保険課長

要介護度の区分変更の申請状況については、令和2年度が1,012件で認定申請件数全体の約12%、令和3年度が918件で全体の約11%。介護認定を行うためには、認定調査の実施や主治医意見書の収集が必要不可欠であることから、ガン末期の患者など、緊急対応を要するケースについては、認定調査を優先して実施することや、区職員が病院・クリニック等へ主治医意見書を直接受取りに伺うなど、様々な工夫を講じている。また、申請件数の増加を踏まえ、5年前には年間200回だった介護認定審査会の開催回数を令和3年度には217回に増やした。

Q： 区が、指定居宅介護支援事業者などに認定調査を委託する場合の１件当たりの費用について伺う。また、他区の事例も参考に、この１件当たりの単価を引き上げ、安定的な介護認定調査の体制を維持、発展させるとともに、ケアマネジャーの支援にもつなげていただきたい。

A： 介護保険課長

令和４年度の認定調査１件の単価については、税抜４,０００円。他区の多くは港区と同額としていますが、文京区や渋谷区、豊島区等は、税抜５,０００円とするなど、単価に差が生じていることを確認している。今後も増加が見込まれる介護認定業務を迅速かつ正確に実施し、その体制の安定的な運営を継続するためには、指定居宅介護支援事業者の協力が欠かせないことから、認定調査１件当たりの単価については、事業者へのヒアリングや他自治体の状況も参考にしながら検討する。

以上